

改正のポイント

令和元年5月
意匠課

1. はじめに

願書及び図面等の記載要件の簡素化を伴う省令改正を踏まえ、施行日（令和元年5月1日）以降の意匠登録出願で、図面に実線と破線等での描き分けのある出願（現行の部分意匠と同様の図面表現）及び開示されていない面のある出願に対し、新たにDターム記号VZA及びVZBを新設します。

2. 概要

改正省令施行日に現行日本意匠分類を改正し、新たに付与運用を開始するDターム記号VZA及びVZBについて、「日本意匠分類 分類一覧表」を以下のように修正します。

【修正箇所】

日本意匠分類 分類一覧表 > 凡例 > I. 分類構成 > I-4 Dタームの構成

【修正内容】（下線部が新規追加箇所、該当箇所のみ抜粋）

- (4) 共通な条件を有する物品間、または、共通タームを設けることで審査効率の向上を期待しうる物品分野においては、Dターム記号に共通の意味を与えることができる。
- (5) 全ての意匠分類(画像意匠分類を除く)に対し、次の二つのDタームを設ける。
なお、各意匠分類におけるDターム記号及びDタームの表示の記載は省略する。
- ① VZA: 図の中で意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを描き分けたもの
- ② VZB: 外観の一部の面が開示されていないもの
- (6) Dタームに階層は設けない。

3. 運用開始

出願日が令和元年5月1日以降の意匠登録出願より本運用を適用します。